

<次期DV防止基本計画の策定等について>

問1

来年度中に顕彰制度を検討してまいりたいとありましたので、個人や企業、団体のニーズを反映した大阪らしさのある顕彰制度の早期導入を要望しておきます。

次に「次期DV防止基本計画」について伺います。

配偶者からの暴力、いわゆるドメスティックバイオレンスに対して、大阪府では平成17年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、取組を進めてこられました。

DV被害者からの相談に対応する配偶者暴力相談支援センターも、この数年間で市町村での設置が進むなど、相談体制は着実に整備されているようにいます。

しかしながら、先日の釜中委員との質疑にもあったとおり、大阪府内におけるDV相談件数は増加傾向にあり、依然として深刻な状況が続いています。

そこで、次期DV防止基本計画ではどのような点に力を置き、策定しようとしているのか。お聞きします。

【男女参画・府民協働課長】

- 次期DV防止基本計画については、府民への啓発や相談体制の充実・強化などに重点を置き、各施策を充実・強化させる方向で検討しているところ。
 - 例えば、DV防止に関する府民への啓発については、庁内関係部局や市町村と連携し、内容や方法を工夫するなど、一層、配偶者等への暴力を許さない府民意識の醸成に努めていく。また、民生委員や児童委員など地域福祉を担っている福祉関係者などに対し、DVに関する知識を周知していく。
 - さらに、相談体制の充実・強化を図っていくため、市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた市町村への働きかけに加え、困難事例への対応方法の研修など相談員のスキルアップを図っていくこととしている。
- 今、相談体制の充実・強化を図っていくため、市町村配偶者暴力相談支援セ

ンター設置に向けた市町村への働きかけに加え、困難事例への対応方法の研修など相談員のスキルアップを図っていくこととしているとの答弁でした。

市町村配偶者暴力相談支援センター設置は努力義務ですが府の設置以外は5市と、ほとんどが中核市以上で、まだまだ少ない状況ですので市と連携のもと、設置拡大を求めておきます。

問2（今後の対応について）

私もこれまでDV相談を受けた事が何度かあります。
DVによる精神的ショックで会社に出勤できない相談もありました。警察につないだり行政の相談センターに繋いだり、親子とも保護をしてもらった事例もありました。

さきほどの答弁にもありましたが、DVを防止し、
DVを許さないという府民意識の醸成を幅広く、工夫しながら、しっかりと行っていくことが大事であります。

加えて、DV被害の拡大を最小限にとどめることも欠かすことのできない視点です。医師や看護師などの医療・保健従事者やDV被害者の子どもと接する教育関係者など、DV被害者を発見しやすい立場にある関係者に対しては、早期発見、通報、保護につながるよう、DV被害者への対応方法などをより積極的に周知することが必要と考えますがどうでしょうかお聞かせください。

【男女参画・府民協働課長】

- DV被害者を早期に発見し、通報、保護につなげていただくためには、委員ご指摘のとおり、医療・保健従事者や福祉・教育関係者などが、DV被害者への対応ノウハウを有していただいていることが必要と認識。
- そのため、現場での対応方法等をまとめた、医療関係者向けや教職員向けの「DV被害者対応マニュアル」を来年度改訂する予定。
その際、専門家等の意見もお聞きしながら、歯科医師がDV被害を発見

したケースなど、これまでマニュアルの対象としてこなかった新たな事例をも盛り込みながら、よりわかりやすいものとなるよう工夫していく。

- また、これらマニュアルの改訂と併せ、研修会を定期的に行き、最新事例や課題についても情報提供していく。